

クニツチといひしを、日本紀には國土の字を改めて、州國の字を用ひられ、讀てクニツチといふは、舊事古事等の記に同じ、さらば國とは猶土といふ義の如くなり、又國と云ひしは、分界の義ありとも見えたり、前に註せし事の如く、古語に分界の事をクマリといひ、クニとナリ、たへば舊事古事等の記に、伊豫二名島といふ、此島は身一而有面四、每面有名とし、るされて、伊豫國讚岐國阿波國土佐國等の名を分ちしるされ、又筑紫洲亦謂身一而面四、每面有名とし、るされて、筑紫國豐國肥國日向國等の名を分ちしるされしが如き是也、さらば天といひ國といひしも、一島の内にして、國相分れしも、皆是分界の義あるに似たり、或説に、國をクニといふは、郡の我國ひらけ始りし時に、國常立、國狹土、豐國主等の神おはしませしと見えたり、それらの時に、郡の字の音轉じて、クニといふ詞の如き出來りたりむとも思はれず、凡國郡の名義は別に記せし者あれば、こゝには注せず、

〔倭訓栞前編八久編八〕くに 邦國をよめり、與をくみとよめる意にて、相與する土地をいへるにや、神代紀に六合をよめり、八島國とよむも同意也、日本紀萬葉集などに郡縣鄉邑をくにといひしもの多しといへり、

〔古事記傳三師眞淵賀茂の久爾都知の考を見れば、なほ阿米都知ぞ古言なりける、彼考に云く、久爾と云名は限の意なり、東國にて垣を久爾と云にて知べし、略中地は天と等しく廣く、國は限、おれば狭きに似たり、略中さて久爾は限の意ぞと云、由は、天照大御神月讀命は、天の日夜を分ちえろしめすなるを、須佐之男命の天に上りたまふ時に、欲奪我國と天照大御神の詔ひ、月讀命は所知夜食國と皇祖神の詔ひ、又須佐之男命は所知海原とありて、次に不治所命之國とも皇祖神の詔ひ、又萬葉二の人麿の挽歌にも、天皇之敷座國等、天原石門乎開、神上、上座奴とよめるなど、みな限りて所知めす處を、天にても國と云り、これらにて、久爾は本は天に對へ云べき名に非ることを知べし、